国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則		
平成20年4月1日制定		
第1条~第7条 省略	第1条~第7条 省略 (現行どおり)	
第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	
ー センター長	ー センター長	
二遺伝子実験施設長	二 遺伝子実験施設長	
三 機器分析施設長	三 機器分析施設長	
四 放射線室長 2人	四 放射線室長 2人	
五 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 4人	五 農学部・農学府教授会から選出された講師以上の教員 4人	
六 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 4人	六 工学部・工学府教授会から選出された講師以上の教員 4人	
七 生物システム応用科学府教授会から選出された講師以上の教員2人	七 生物システム応用科学府教授会から選出された講師以上の教員2人	
八 研究支援・産学連携チームリーダー	八 研究支援・産学連携チームリーダー	
九 その他委員会が必要と認めた者。	九 総括チームリーダー (財務担当)	
2 省略	十 その他委員会が必要と認めた者。	
	2 省略(現行どおり)	
第9条~第14条 省略	第9条~第14条 省略 (現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	

附則

この規則は、平成22年1月18日から施行する。